赤共募発第 29号平成30年 2月9日

ボランティア団体 各位

赤磐市共同募金委員会 会 長 山 田 秀 士 < 公 印 省 略 >

平成30年度「赤い羽根 まちづくり福祉活動助成事業」の実施について

赤磐市共同募金委員会では、地域で活動しているボランティア団体等を支援する ため、別添「赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業実施要綱」に基づき助成事業を 実施いたします。

つきましては、本助成事業の申請を希望されるボランティア団体は、5月31日 (木)までに申請書等関係書類を赤磐市社会福祉協議会各事務所へご提出ください ますようお願いいたします。

なお、助成決定にあたっては、助成申請書を審査し、助成団体及び助成額を決定 した後、7月初旬頃にご連絡させていただく予定としております。

記

1. 提 出 書 類 : 赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業申請書(様式第1号)

(添付書類) ①平成29年度事業報告書

②平成29年度決算書

③平成30年度事業計画書

④平成30年度予算書

⑤見積書(写)

2. 提 出 期 限 : 平成30年5月31日(木) 必着

3. 添 付 資 料 : ①赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業実施要綱

②赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業申請書(様式第1号)

4. 申請書の提出先等 : 赤磐市社会福祉協議会 地域福祉課

〒709-0821 赤磐市河本 778-1

TEL 086-955-8877 FAX 086-955-7788

的に記入の

こと

	D 4 F1-7										
赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業申請書											
提出日	平成		年	月		日					
①団 体 名											
②代表者氏名											(fi)
	₸	_	-								
③代表者住所	TE	г	(	)			FΑ	v		)	
	1 E	L	(				ΓА	Λ	(		
<ul><li>④会 員 数</li></ul>				:	名 ———						
   ⑤事 務 担 当 者	氏。	名									
	TE	L	(	)	_		FΑ	X	(	)	_
平成30年度助成を受けて下記の事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。											
助成要望する事業の内容											
⑥事 業 名											
⑦助成要望額									円	※限度	E額 5 万円
⑧事業費総額									円		战申請する事業全体 一る事業費総額
⑨事業実施時期	平成	年	月	日	~	平成	年	月	月		
⑩添付書類について											
□平成 29 年度事業報告書 □平成 30 年度事業計画書 □平成 29 年度決算書 □平成 30 年度予算書 □見積書 (写)											
⑪助成申請する事業の概要について											
事業目的や 助成の必要 性など具体											

②今回、助成を要望する事業について、現在、他の財団等へ申請していますか。

□申請中(予定)[助成事業名 /財団名 ] □申請(予定)なし

## 赤磐市共同募金委員会 赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 赤磐市共同募金委員会(以下「本会」という。)は、赤磐市の地域課題に対し、地域 福祉の充実・強化を図るため、住民相互の「たすけあい」による地域福祉活動に積極的に 取り組むボランティア団体に対し活動費の助成を行うことにより、みんなで手を取り合い 笑顔で暮らせるまちあかいわの実現を目指すことを目的とする。

## (助成対象団体)

第2条 助成の対象は、あかいわボランティアセンター登録のボランティア団体とする。

(助成額)

- 第3条 1団体につき5万円を助成限度額とする。ただし、通常の運営にかかる経費(事務所の賃借料、光熱水費、燃料費、ボランティア保険代等)、会員・構成員の親睦にかかる飲食費は対象外とする。
- 2 同一の目的で、他の助成金・補助金等を受けている事業については、対象外とする。

(助成期間)

第4条 平成30年7月1日から平成31年2月末までに完了する事業を対象とする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成申請書(様式第1号)により本会が定めた期日までに本会会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。

(助成金交付決定)

- 第6条 会長は、前条の規定により助成金の申請があったときは、助成申請書を審査し、助 成団体、助成額を決定する。
- 2 助成決定は助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(助成金交付方法)

- 第7条 助成金交付決定通知書を受け取った団体は、助成金交付請求書(様式第3号)を会 長に提出するものとする。
- 2 助成の交付は、助成金交付請求書により、助成団体の口座へ振込み、または現金で支払うものとする。

(変更の届出)

第8条 助成金の交付決定の内容に変更が生じたときは、助成変更申請書(様式第4号)により速やかに会長に届け出るものとする。

(事業実施報告)

第9条 助成事業が完了後、速やかに事業実施報告書(様式第5号)に必要書類を添付し、 会長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほかに、必要な事項は会長が別に定める。

## 附則

- 1. この要綱は、平成25年10月 1日から施行する。
- 2. この要綱は、平成26年12月 1日から施行する。
- 3. この要綱は、平成27年12月15日から施行する。
- 4. この要綱は、平成28年12月 2日から施行する。
- 5. この要綱は、平成29年12月22日から施行する。

## 平成30年度 赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業 スケジュール

	日 程	内 容						
平成 30 年	1月~4月	募集案内(ボランティアセンター登録団体へ送付・ホームページ・共同募金広報誌等)						
		(申請団体) 助成申請書(様式第1号)の提出 [添付書類] ①平成29年度事業報告書 ②平成29年度決算書 ③平成30年度事業計画書 ④平成30年度予算書 ⑤見積書(写)等						
	5月31日(木)	申請締切						
	6 月	申請事業の審査(運営審査会の実施)						
	7月初旬	助成金交付決定通知書(様式第2号)の送付						
	_	(交付決定団体) 助成金交付請求書(様式第3号)の提出						
	請求書受領後	助成金の交付						
平 成 31 年	事業完了後 (2月末まで)	(交付決定団体) 事業実施報告書(様式第5号)の提出 [添付書類] 事業実施にかかる領収書、写真、印刷物ほか参考資料等						